

岩手県告示第303号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和2年5月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、岩手郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡紫波町及び下閉伊郡岩泉町
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年4月20日から同年12月25日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空レーザ測量（1メートル及び5メートルグリッドデータ）